条件書　MV52_210730

1.本条件書において､次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1)｢機器｣とは､注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 4 条第 3 号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下｢管理台帳｣という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。

(2)｢ソフトウェア｣とは､｢機器｣に搭載するコンピューター･プログラムのうち､｢管理台帳｣で特定される乙所定のコンピューター･プログラムを意味します。

(3)｢対象製品｣とは､｢機器｣および｢ソフトウェア｣の総称を意味します｡ただし､次の機械装置,器具類およびコンピューター･プログラムを除くものとします。

① ルーター,ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム

② 乙が別途甲に対して切り分け対象外である旨を通知する機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム

2.本契約第 3 条第 1 項にもとづき､乙が甲に提供する｢支援業務｣のサービス内容は次のとおりとします。

(1) ｢機器｣または｢ソフトウェア｣に障害が発生した場合、乙は乙の指定する技術者の電話または訪問により障害発生箇所を調査します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。

(2) 前号の｢支援業務｣には、次の作業は含まないものとします。

① 障害発生原因の究明ならびに｢機器｣および｢ソフトウェア｣の修理・修復作業

② ｢ソフトウェア｣および｢機器｣のファームウェアのバージョンアップ版・パッチの適用作業

(3) NetApp ストレージ機器あんしんパックを契約した場合において第 1 号の｢支援業務｣を実施した際、保守サポート契約ベンダーのサポート窓口に問い合わせが可能な場合に限り、問い合わせを代行します。

(4) 障害発生箇所調査の結果、｢機器｣の修理が必要な場合、乙は｢機器｣の修理依頼先事業者が定める方式にもとづき、以下の内容を代行します。

【他社訪問要請代行】

｢機器｣の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引取り修理要請を代行します。ただし、当該要請時期が修理依頼先事業者の営業日･営業時間外に該当する場合、乙は当該修理依頼先事業者の翌営業日に訪問修理要請または引取り修理要請を代行するものとします。この場合、修理等は修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。

(5) ｢支援業務｣の実施に起因する甲のコンピューター･プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

3.本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします｡ただし､当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合､更に 1 年間更新するものとし､以後の更新も同様とします。

4.本契約第 8 条に次の条項を追加します。

甲が｢対象製品｣を変更する場合､乙は当該変更内容に応じて｢保守サービス料金｣を改定するものとします。

5.本契約第 9 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」に関し、本契約以外に乙または他の事業者と保守等の契約を締結している場合においても、甲は本契約にもとづく｢料金等｣を支払うものとします。

6.本契約第 15 条に次の条項を追加します。

(1) 乙は､｢支援業務｣の実施により｢対象製品｣の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

(2) ｢支援業務｣の実施に起因する甲のコンピューター･プログラムまたはデータ等の滅失､毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

以上